平成２３年（フ）第３０６号
徳島県板野郡板野町犬伏字東山９番地13　あさんグリーンハイツＢ―14、旧住所徳島県板野郡板野町大寺字岡山路８番地129
債務者　宮崎　弘明
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３２０号
徳島県徳島市南末広町１番32―401号
債務者　尾﨑　善男
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３２７号
徳島市中昭和町４丁目44番地の３
債務者　犬伏　　清
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４１１号
盛岡市厨川４丁目17番37号　三浦アパート102号
債務者　角田　健治
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１８７号
福島県郡山市富久山町久保田字本木88番地本木荘３―２号
債務者　遠藤　幸子
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第２５２号
広島県福山市山手町４丁目16番５号、前住所広島県福山市芦田町大字福田2854番地16
債務者　坂本　香織
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２５４号
広島県福山市神辺町大字川南1875番地
債務者　藤澤　和恵
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２５５号
広島県福山市引野町南１丁目32番９―102号、旧住所広島県福山市坪生町３丁目18番29号
債務者　西名美知子
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２５８号
広島県福山市新市町大字下安井222番地１　スターコーポＣ―３
債務者　タルクアルこと　福地　道枝
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２５９号
広島県福山市新市町大字下安井222番地１　スターコーポＣ―３
債務者　福地　　護
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２６３号
広島県福山市赤坂町大字赤坂2420番地
債務者　木村　友博
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２６７号
広島県福山市千田町３丁目３番20号　サウザント・フィールズⅠ棟、旧住所広島県福山市千田町３丁目32番３―３号　ルイール１番館102号
債務者　掛谷　朋嘉
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１４８号
福岡県飯塚市太郎丸385番地、前住所福岡市東区原田２丁目17番８号
債務者　大谷　尚市
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１４９号
福岡県飯塚市相田279番地１　市営清水谷住宅３棟323号
債務者　竪山かおり
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１１１号
青森県八戸市大字妙字野場16番地10
債務者　岡沼　信雄
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１１８号
青森県八戸市岬台４丁目１番Ｂ１―51号　市営住宅、前住所青森県八戸市大字鮫町字蟻子20番地
債務者　宮崎　　修
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１３０号
青森県八戸市江陽４丁目10番８号
債務者　宗前　　正
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係